



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

告 示

- はぶ抗毒素支給規程の一部を改正する告示（薬務疾病対策課）…………… 1
- 家畜の予防検査の実施（畜産課）…………… 2
- 家畜の予防注射及び予防薬浴の実施（畜産課）…………… 4
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課）…………… 5
- 公共測量の実施の終了の通知・2件（農地水利課）…………… 5
- 民有保安林の指定の予定（森林緑地課）…………… 6
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課）…………… 6
- 民有保安林の指定の解除（森林緑地課）…………… 6
- 沖縄県浮魚礁管理規程の一部を改正する告示（漁港漁場課）…………… 6
- 建設工事請負契約約款の一部を改正する告示（土木総務課）…………… 9
- 都市計画事業の変更の認可・3件（道路街路課）…………… 9
- 河川区域の指定（河川課）…………… 10
- 土砂災害区域の指定（海岸防災課）…………… 10

公 告

- 情報公開制度の運用状況の公表（総務私学課）…………… 11
- 個人情報保護制度の運用状況の公表（総務私学課）…………… 13
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）…………… 15
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・9件（道路街路課）…………… 15
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 18

公安委員会事項

- 更新時講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則…………… 19
- 停止処分者講習の実施等に関する規則…………… 22

海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項・2件…………… 31

## 告 示

### 沖縄県告示第177号

はぶ抗毒素支給規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年 3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### はぶ抗毒素支給規程の一部を改正する告示

はぶ抗毒素支給規程（昭和47年沖縄県告示第105号）の一部を次のように改正する。

第3条中「はぶ咬傷患者」を「はぶ咬症患者」に、「福祉保健部長」を「保健医療部長」に改める。

第5条第1項中「福祉保健部長」を「保健医療部長」に改める。

第7条中「はぶ咬傷患者」を「はぶ咬症患者」に、「行なつた」を「行った」に改める。

第8条及び第9条第2項中「福祉保健部長」を「保健医療部長」に改める。

第10条第1項中「はぶ咬傷患者を」を「はぶ咬症患者を」に、「はぶ咬傷患者取扱報告書」を「はぶ咬症

患者取扱報告書」に改め、同条第2項中「取扱つた」を「取り扱った」に、「福祉保健部長」を「保健医療部長」に改める。

第1号様式中「福祉保健部長」を「保健医療部長」に、「はつきり」を「はっきり」に改める。

第3号様式中「沖縄県福祉保健部長」を「沖縄県保健医療部長」に改める。

第4号様式中「福祉保健部長」を「保健医療部長」に改める。

第5号様式中「はぶ咬傷患者取扱報告書」を「はぶ咬症患者取扱報告書」に、「福祉保健部長」を「保健医療部長」に、

ハブ咬傷患者					使用したハブ抗毒素量	咬傷及び治療状況について					を
住所	氏名	年齢	性別	職業		咬傷日時	受傷場所	咬傷部位	治療期間	治療経過	

  

はぶ咬症患者					使用したはぶ抗毒素量	はぶ咬症患者の状況					に改める。
住所	氏名	年齢	性別	職業		咬まれた日時	咬まれた場所	咬まれた部位	治療期間	治療経過	

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県告示第178号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、次のとおり家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずる。

平成26年3月28日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防し、又はその発生を予察するため
- 2 実施する区域 県一円
- 3 対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	牛	主として未越夏牛
口蹄疫	牛、めん羊、山羊及び豚	全ての牛、めん羊、山羊及び豚
ブルセラ病	牛及び豚	(1) 搾乳の用に供する雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛 (2) 種付けの用に供する雄牛及び豚
結核病	牛及び山羊	(1) 搾乳の用に供する雌牛及び山羊並びにこれらの牛と同一施設内で飼育している牛及び山羊 (2) 種付けの用に供する雄牛及び体内受精卵の採取に供する牛
ヨーネ病	牛	(1) 搾乳の用に供する雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛 (2) 前年度及び前々年度の県外導入牛
伝達性海綿状脳症	牛、めん羊及び	(1) 24か月齢以上の死亡牛又は所轄家畜保健衛生所長が

	山羊	必要と認めた牛 (2) 12か月齢以上の死亡しためん羊及び山羊若しくは所轄家畜保健衛生所長が必要と認めためん羊及び山羊
ピロプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ病	牛	主として八重山地域の高齢牛
牛白血病	牛	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
馬伝染性貧血	馬	(1) 搾乳の用に供する雌馬及びこれらの馬と同一施設内で飼育している馬 (2) 種付けの用に供する雄馬及びこれらの馬と同一施設内で飼育している馬 (3) 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬 (4) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた馬
豚コレラ	豚	主として子豚及び繁殖豚
オーエスキー病	豚及びいのしし	主として県外導入豚及び繁殖豚若しくは所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし
ニューカッスル病	鶏	主として採卵鶏、ブロイラー及び種鶏
高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥
家きんサルモネラ感染症及び鶏マイコプラズマ病	鶏	種鶏及び種鶏候補群
腐蛆病	みつばち	みつばち

4 期日及び場所

(1) 期日 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日

(2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所

5 検査の方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとする。

疾病名	方法
牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	中和試験法及びウイルス分離試験法
口蹄疫	臨床検査
ブルセラ病	凝集反応検査（急速凝集反応法及び試験管凝集反応法）、エライザ法及び補体結合反応検査
結核病	ツベルクリン検査（皮内注射法及び皮下注射法）
ヨーネ病	スクリーニング法、エライザ法、ヨーニン検査、遺伝子検査及び細菌検査
伝達性海綿状脳症	エライザ法、ウエスタンブロット法、免疫組織化学的検査、疫学的検査及び臨床検査
ピロプラズマ病	血液検査及び遺伝子検査

アナプラズマ病	血液検査及び遺伝子検査
牛白血病	エライザ法及び間接赤血球凝集反応
馬伝染性貧血	寒天ゲル内沈降反応検査
豚コレラ	中和試験法及びエライザ法
オーエスキー病	ラテックス凝集反応法、エライザ法、中和試験法及び臨床検査
ニューカッスル病	H I 試験法、発育鶏卵法、鶏胚平均死亡時間及び遺伝子検査
高病原性鳥インフルエンザ	簡易抗原検査、遺伝子検査、エライザ法、寒天ゲル内沈降反応検査、H I 試験法及び発育鶏卵法
家きんサルモネラ感染症及び鶏マイコプラズマ病	血清平板凝集反応法
腐 <sup>モ</sup> 蛆病	臨床検査及び細菌検査

沖縄県告示第179号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について家畜防疫員の注射又は薬浴を受けるべき旨を命じる。

平成26年3月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防するため
- 2 実施する区域 県一円
- 3 対象となる家畜の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	牛	主として未經産牛
ピロプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ病	牛	主として八重山地域の高齢牛

4 期日及び場所

(1) 期日 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日

(2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所

- 5 注射又は薬浴の別及びその方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとし、注射についてはそれぞれの予防液の使用書に基づき実施する。

疾病名	注射又は薬浴の別	方法
アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	注射	牛異常産三種混合（アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症）不活化予防液
アカバネ病	注射	アカバネ病（生）予防液
ピロプラズマ病	薬浴	プアオン法
アナプラズマ病	薬浴	プアオン法

### 沖縄県告示第180号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり久米島町南部土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	喜久里猛	久米島町字兼城170番地
理事	中村朝計	久米島町字大田365番地
理事	仲地丈二	久米島町字仲泊765番地の1
理事	當間勝彦	久米島町字仲泊532番地
理事	新城行雄	久米島町字兼城210番地
監事	新里盛和	久米島町字兼城150番地
監事	国吉武	久米島町字鳥島356番地

任期 平成25年12月28日から平成29年12月27日まで

#### 2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	喜久里猛	久米島町字兼城170番地
理事	中村朝計	久米島町字大田365番地
理事	仲地丈二	久米島町字仲泊765番地の1
理事	當間勝彦	久米島町字仲泊532番地
理事	新城行雄	久米島町字兼城210番地
監事	新里盛和	久米島町字兼城150番地
監事	国吉武	久米島町字鳥島356番地

### 沖縄県告示第181号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年 3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市平良及び下地地内（地盛南地区）
- 2 公共測量を実施した期間 平成25年11月27日から平成26年 2月 5日
- 3 作業種類 公共測量（地区確定測量）

### 沖縄県告示第182号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年 3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市下地地内（上地南地区）

- 2 公共測量を実施した期間 平成25年11月27日から平成26年2月5日
- 3 作業種類 公共測量（地区確定測量）

---

**沖縄県告示第183号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成26年3月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定予定保安林の所在場所 国頭郡金武町字金武先謝原10918番・10926番・10928番・10931番・10933番・10935番・10936番・10937番・10940番（以上9筆については、次の図に示す部分に限る。）、10929番
- 2 指定の目的 風害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

---

**沖縄県告示第184号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年3月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 解除予定保安林の所在場所 石垣市字新川野呂水原1145番98（次の図に示す部分に限る）、1145番99、1145番149、1145番150
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路施設用地  
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

---

**沖縄県告示第185号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年3月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 宮古島市上野字野原鏡原1190番336（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

---

**沖縄県告示第186号**

沖縄県浮魚礁管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県浮魚礁管理規程の一部を改正する告示

沖縄県浮魚礁管理規程（平成8年沖縄県告示第703号）の一部を次のように改正する。

第1条中「沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）に基づく沿岸漁場整備開発事業により」を削る。

第4条第2項中「海区漁業調整委員会」を「沖縄海区漁業調整委員会」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

名称	位置		完成年度
	北緯	東経	
琉宮（国）1号	26度54.46分	127度19.35分	平成15年度
琉宮（国）2号	26度52.93分	127度15.83分	平成15年度
琉宮（国）3号	26度49.41分	127度14.43分	平成15年度
琉宮（与）1号	24度22.18分	122度58.23分	平成15年度
琉宮（与）2号	24度19.99分	123度00.19分	平成15年度
琉宮（与）3号	24度18.35分	123度01.78分	平成15年度
琉宮（浦）1号	26度46.15分	127度06.11分	平成16年度
琉宮（浦）2号	26度49.92分	127度04.24分	平成16年度
琉宮（浦）3号	26度46.24分	127度02.75分	平成16年度
琉宮（糸）2号	25度49.24分	127度21.04分	平成16年度
琉宮（糸）3号	25度48.66分	127度18.76分	平成16年度
琉宮（大）1号	26度01.10分	131度12.66分	平成18年度
琉宮（大）2号	25度59.28分	131度23.03分	平成18年度
琉宮（大）3号	25度52.62分	131度21.26分	平成18年度
琉宮（知）1号	26度00.75分	128度00.13分	平成18年度
琉宮（知）2号	26度02.31分	128度02.79分	平成18年度
琉宮（知）3号	26度02.59分	128度07.99分	平成18年度
琉宮（平）4号	24度28.27分	125度07.46分	平成18年度
琉宮（平）5号	24度31.49分	125度20.32分	平成18年度
琉宮（平）6号	24度34.39分	125度21.56分	平成18年度
琉宮（国Ⅱ）1号	26度23.27分	128度18.31分	平成19年度
琉宮（国Ⅱ）2号	26度25.95分	128度20.44分	平成19年度
琉宮（国Ⅱ）3号	26度28.59分	128度22.09分	平成19年度
琉宮（石Ⅱ）1号	24度11.81分	124度23.50分	平成19年度
琉宮（石Ⅱ）2号	24度09.15分	124度19.86分	平成19年度
琉宮（石Ⅱ）3号	24度11.79分	124度18.02分	平成19年度

海宝（石垣南）2号	24度05.53分	124度12.14分	平成20年度
海宝（与）1号	24度24.95分	122度51.77分	平成20年度
琉宮（粟）1号	26度41.43分	127度17.08分	平成20年度
琉宮（粟）2号	26度41.74分	127度12.32分	平成20年度
琉宮（粟）3号	26度38.57分	127度11.09分	平成20年度
琉宮（伊）1号	26度48.97分	127度26.43分	平成20年度
琉宮（伊）2号	26度54.32分	127度22.84分	平成20年度
琉宮（伊）3号	26度58.58分	127度12.82分	平成20年度
琉宮（石Ⅲ）1号	24度37.87分	123度58.58分	平成20年度
琉宮（石Ⅲ）2号	24度39.99分	124度01.83分	平成20年度
琉宮（石Ⅲ）3号	24度41.59分	124度06.27分	平成20年度
琉宮（平Ⅲ）1号	25度05.98分	125度56.53分	平成20年度
琉宮（平Ⅲ）2号	25度09.05分	124度58.37分	平成20年度
琉宮（平Ⅲ）3号	25度06.16分	125度04.65分	平成20年度
琉宮（国Ⅲ）1号	26度31.00分	128度25.04分	平成21年度
琉宮（国Ⅲ）2号	26度28.48分	128度25.59分	平成21年度
琉宮（国Ⅲ）3号	26度26.80分	128度23.48分	平成21年度
琉宮（中Ⅱ）1号	26度18.78分	128度16.00分	平成21年度
琉宮（中Ⅱ）2号	26度11.22分	128度09.82分	平成21年度
琉宮（中Ⅱ）3号	26度02.85分	128度04.96分	平成21年度
海宝（宮古北）3号	25度02.00分	124度57.64分	平成22年度
琉宮（伊平屋西）1号	27度08.72分	127度28.24分	平成22年度
琉宮（伊平屋西）2号	27度10.02分	127度34.30分	平成22年度
琉宮（伊平屋西）3号	27度11.59分	127度39.79分	平成22年度
琉宮（八重山西）1号	24度34.04分	123度48.51分	平成23年度
琉宮（八重山西）2号	24度38.17分	123度50.39分	平成23年度
琉宮（八重山西）3号	24度41.83分	123度54.64分	平成23年度
海宝（宮古南）8号	24度26.92分	125度19.01分	平成24年度
海宝（宮古北Ⅱ）5号	25度06.36分	124度59.89分	平成24年度
海宝（石垣南）7号	24度06.80分	124度17.42分	平成24年度
海宝（与那国Ⅱ）6号	24度22.72分	122度52.95分	平成24年度



琉宮（宜野座）1号	26度23.03分	128度21.28分	平成24年度
琉宮（宜野座）2号	26度22.73分	128度24.31分	平成24年度
琉宮（宜野座）3号	26度17.17分	128度23.35分	平成24年度
琉宮（具志頭）1号	25度59.22分	128度02.62分	平成24年度
琉宮（具志頭）2号	25度59.61分	128度04.90分	平成24年度
琉宮（具志頭）3号	25度58.09分	128度06.83分	平成24年度
海宝（石垣北）9号	24度40.21分	123度58.29分	平成25年度
琉宮（平良Ⅰ）1号	24度29.32分	125度11.64分	平成25年度
琉宮（平良Ⅰ）2号	24度29.20分	125度14.80分	平成25年度
琉宮（平良Ⅰ）3号	24度29.18分	125度17.99分	平成25年度
琉宮（中城）1号	26度11.05分	128度12.48分	平成25年度
琉宮（中城）2号	26度08.19分	128度17.31分	平成25年度
琉宮（中城）3号	26度10.54分	128度20.55分	平成25年度

**附 則**

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

**沖縄県告示第187号**

建設工事請負契約約款の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**建設工事請負契約約款の一部を改正する告示**

建設工事請負契約約款（平成9年沖縄県告示第317号）の一部を次のように改正する。

第35条第6項、第46条第2項及び第3項、第51条第3項並びに第55条中「3.0パーセント」を「2.9パーセント」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の建設工事請負契約約款の規定は、平成26年4月1日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

**沖縄県告示第188号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成10年沖縄県告示第521号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 施行者の名称 那覇市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・那47号石嶺福祉センター線

3 事業施行期間 平成10年6月19日から平成27年3月31日まで

- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

**沖縄県告示第189号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成14年沖縄県告示第721号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・那47号石嶺福祉センター線
- 3 事業施行期間 平成14年 8月20日から平成27年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

**沖縄県告示第190号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成15年沖縄県告示第135号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・那47号石嶺福祉センター線
- 3 事業施行期間 平成15年 2月28日から平成27年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

**沖縄県告示第191号**

河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。

平成26年 3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

水系名	河川名	指定区域
億首川	億首川 幸地川	別紙図面に茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号の区域以外の区域（別紙図面は省略）

**沖縄県告示第192号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年 3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大名	那覇市首里大名町2丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
儀保	那覇市首里儀保町3丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
末吉(2)	那覇市首里末吉町1丁目及び首里儀保町4丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
儀保(2)	那覇市首里末吉町1丁目及び首里儀保町4丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
末吉(1)	那覇市首里末吉町1丁目及び首里平良町2丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
安謝川201-A 29-05	那覇市首里末吉町1丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	土石流
首里末吉	那覇市首里末吉町1丁目、首里末吉町2丁目、首里大名町1丁目、首里儀保町4丁目及び首里平良町2丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	地滑り

公 告

沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第37条第2項の規定により、平成24年度における各実施機関の情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成26年 3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 公文書の開示請求の受付状況

(単位：件)

区分	開示請求件数
行政情報センター	800
宮古行政情報コーナー	0
八重山行政情報コーナー	0
警察情報センター	29
その他窓口（出先機関）	481
合計	1,310

2 実施機関別開示請求の受理状況

(単位：件)

実施機関		開示請求件数
知事	知事公室	8
	総務部	20
	企画部	9
	環境生活部	344
	福祉保健部	184
	農林水産部	91
	商工労働部	18
	文化観光スポーツ部	2
	土木建築部	466
	出納事務局	0
	小計	1,142
議会		9
教育委員会		79
公安委員会		1
警察本部長		28
選挙管理委員会		6
監査委員		1
人事委員会		0
労働委員会		1
収用委員会		1
海区漁業調整委員会		0
内水面漁場管理委員会		0
公営企業の管理者		33
病院事業の管理者		9
合計		1,310

## 3 公文書の開示請求の処理状況

(単位：件)

区分		件数
決定	開示	686
	部分開示	366
	不開示	53
不存在		72
存否応答拒否		3

取下げ	23
合計	1,203

注 開示請求の受付件数と本表の開示可否等の合計件数が一致しないのは、1件の請求に対して複数の決定（処理）が行われたためである。

4 不服申立ての処理状況

(単位：件)

不服申立て	取下げ	未処理	諮問	情報公開審査会							
				未処理	審議中	取下げ	答申	答申の内容			
								認容	一部認容	棄却	却下
16(8)	0	0	16(6)	0	9	0	7(6)	1(1)	1(1)	4(3)	1(1)

注 括弧書の件数は、前年度からの処理継続に係るもので内数である。

沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第64条第2項の規定により、平成24年度における各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成26年 3月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 個人情報の開示請求等の受付状況

(単位：件)

区分	行政情報センター	宮古行政情報コーナー	八重山行政情報コーナー	警察情報センター	その他窓口(出先機関)	計
開示請求	2,099	0	0	30	287	2,416
文書による開示請求	30	0	0	30	6	66
口頭による開示請求	2,069	0	0	0	281	2,350
訂正請求	0	0	0	0	0	0
利用停止請求	0	0	0	0	0	0
合計	2,099	0	0	30	287	2,416

注 本庁各担当課における「口頭による開示請求」は、行政情報センターに計上した。

2 実施機関別の開示請求等の受付状況

(単位：件)

実施機関	開示請求		訂正請求	利用停止請求	計
	文書による開示の請求	口頭による開示の請求			
知事	知事公室	0	0	0	0
	総務部	3	0	0	3
	企画部	0	0	0	0
	環境生活部	0	15	0	15
	福祉保健部	5	16	0	21
	農林水産部	0	10	0	10
	商工労働部	0	2	0	2

	文化観光スポーツ部	1	57	0	0	58
	土木建築部	4	0	0	0	4
	出納事務局	0	0	0	0	0
	小計	13	100	0	0	113
教育委員会		2	211	0	0	213
公安委員会		0	0	0	0	0
警察本部長		30	0	0	0	30
選挙管理委員会		0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0
人事委員会		20	2,039	0	0	2,059
労働委員会		0	0	0	0	0
収用委員会		0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会		0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会		0	0	0	0	0
公営企業の管理者		0	0	0	0	0
病院事業の管理者		1	0	0	0	1
	合計	66	2,350	0	0	2,416

### 3 文書による開示請求の処理状況 (単位：件)

区分		件数
決定	開示	28
	部分開示	34
	不開示	7
不存在		6
取下げ		1
検討中		0
合計		76

注 文書による開示請求の受付件数と本表の合計件数が一致しないのは、1件の請求に対して複数の決定(処理)が行われたためである。

### 4 訂正請求の処理状況 (単位：件)

区分		件数
決定	訂正決定	0
	部分訂正決定	0
	不訂正決定	0

取下げ	0
検討中	0
合計	0

5 不服申立ての処理状況

(単位：件)

不服申立て	取下げ	処理状況							未処理
		諮問	個人情報保護審査会				答申の内容		
			審議中	答申済	答申の内容				
					認容	一部認容	棄却	却下	
2(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)

注 括弧書の件数は、前年度からの処理継続に係るもので内数である。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成26年5月17日まで縦覧に供する。

平成26年3月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成26年3月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アース・環境改善
- 3 代表者の氏名 福井江利子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市仲西一丁目7番2号エンゼルハイムクロスビュー仲西311
- 5 定款に記載された目的 この法人は、羽地内海を中心とする沖縄県内海域の環境改善に関する事業を行い、藻場の再生や珊瑚生育環境の再生を実現できるような水質改善に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年3月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 名護都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・4号伊差川線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成20年1月4日から平成29年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年3月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 名護都市計画道路事業

- (2) 名称 3・4・4号伊差川線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成19年7月3日から平成29年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・2・10号豊見城中央線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成12年5月1日から平成28年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・2・13号南風原中央線及び3・4・2号国道329号
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成12年12月12日から平成28年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・50号仲井真・津嘉山線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号



## 4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

5 事業施行期間 平成22年 3月24日から平成29年 3月31日まで

6 変更の内容 事業施行期間の延長

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

## 1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・5・10号識名真地線

2 施行者の名称 沖縄県

3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

## 4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

5 事業施行期間 平成19年 7月23日から平成30年 3月31日まで

6 変更の内容 事業施行期間の延長

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

## 1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・3・3号真地久茂地線

2 施行者の名称 沖縄県

3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

## 4 事業地

- (1) 収用の部分 平成19年沖縄総合事務局告示第34号の事業地のうち沖縄県那覇市樋川1丁目及び樋川2丁目地内において事業地を変更する。
- (2) 使用の部分 なし

5 事業施行期間 平成19年 7月 3日から平成30年 3月31日まで

6 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

## 1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 宮古都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・3号市場通り線及び3・4・平2号東環状線

2 施行者の名称 沖縄県

3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

## 4 事業地

- (1) 収用の部分 平成23年沖縄総合事務局告示第7号の事業地のうち沖縄県宮古島市平良字東仲宗根赤宇

下、西仲宗根不佐手及び西仲宗根土川地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 なし

- 5 事業施行期間 平成23年3月22日から平成31年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 宮古都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・3号市場通り線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成19年6月4日から平成28年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年12月21日 沖縄県指令土第1269号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字上田原国川原44番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字宜次105番地コーポ高良201号 金城秀信
- 5 検査済証番号 平成26年3月14日 第4091号
- 6 工事完了年月日 平成26年2月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年6月7日 沖縄県指令土第786号、平成26年2月17日 沖縄県指令土第92号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字名護4607番1ほか2筆（1工区及び2工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 防火水槽
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 名護市港一丁目1番1号 名護市長 稲嶺進
- 5 検査済証番号 平成26年3月19日 第4092号
- 6 工事完了年月日 平成26年3月10日

## 公 安 委 員 会 事 項

**沖縄県公安委員会規則第3号**

更新時講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 3月28日

沖縄県公安委員会

**更新時講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則**

更新時講習の実施等に関する規則（平成14年沖縄県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「令」」を「「政令」」に、「及び道路交通法施行規則」を「、道路交通法施行規則」に改め、「「府令」という。）」の次に「及び沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号。以下「県細則」という。）」を加える。

第3条及び第4条を次のように改める。

（講習の委託）

第3条 法第108条の2第3項の規定に基づき、更新時講習の委託をする場合は、府令第38条の3に定める基準に適合する者を選定するものとする。この場合において、適正な委託契約による講習の委託を行い、十分な講習の水準が維持され、講習が適正に行われるよう常時指導に当たるものとする。

（報告）

第4条 前条の規定により公安委員会から更新時講習の委託を受けた者は、毎月分の更新時講習の結果を翌月の5日までに公安委員会に報告しなければならない。

第6条中「自動車等の運転に関し」を削り、「令別表第2の1」を「政令別表第2の1」に、「令別表第4」を「政令別表第4若しくは別表第5」に、「令第33条の6の2」を「政令第33条の6の2」に改め、同条第4号を削る。

第7条第1号中「若しくは令別表第4」を「又は政令別表第4若しくは別表第5」に、「違反していない者」を「違反していないとき」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 特別特定失効者（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第5条第1項に規定する特別特定失効者をいう。以下同じ。）で、一般運転者講習の受講を申し出る者第7条に次の1号を加える。

(3) 特別特定失効者として受けた免許に係る免許証の有効期間の更新を受けようとする者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間に於いて、違反行為若しくは政令別表第4若しくは別表第5に掲げる行為をしたことがないもの又は軽微違反行為1回のほか違反行為若しくは政令別表第4若しくは別表第5に掲げる行為をしたことがないもの（当該軽微違反行為をし、よって交通事故を起こした場合に於いては、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであり、かつ、法第72条第1項前段の規定に違反していないときに限る。）で、一般運転者講習の受講を申し出る者

第8条中「特定失効者」の次に「（法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者をいう。以下同じ。）」を加え、「令別表第4」を「政令別表第4若しくは別表第5」に改める。

第9条中「5年未満である者」の次に「（第7条第3号の者を除く。）」を加え、「令別表第4」を「政令別表第4若しくは別表第5」に、「違反していない者」を「違反していないとき」に改める。

第10条中「公安委員会が」を削り、「有すると認めるもの」を「有するもの」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者に該当し、かつ、当該免許によって運転することができる運転経験の期間が通算して3年以上のものであること。

第12条中「別表第4」を「別表第5」に、「及び時間割等」を「、時間割等」に、「準拠し」を「基づき」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の場合において、講習を実施するときは、第20条に規定する講習用教材を積極的に活用するなどして講習効果が上がるよう努めるものとする。

3 第14条に規定する特別学級を編成するときは、受講者の態様に応じた内容の講習となるよう留意するものとする。

第13条中「次の」を「、次の」に改め、同条第2号に次のただし書を加える。

ただし、講習指導員の体制及び講習を行う施設等の実情を考慮し、優良運転者講習と一般運転者講習、違反運転者講習と初回更新者講習は、それぞれ合同学級を編成して行うことができるものとする。

第14条第1項中「違反運転者講習」を「各区分の講習」に、「編成を推進する」を「編成に努める」に改め、同条第2項中「65歳以上70歳未満を受講対象者とした高齢者学級を重点に」を「初回更新時講習における二輪車学級を積極的に」に改める。

第15条から第19条までを次のように改める。

(受講場所)

**第15条** 講習の受講場所は、住所地を管轄する公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）が定めた場所とする。ただし、法第101条の2の2の規定により、更新申請書の提出を住所地公安委員会以外の公安委員会（以下「経由地公安委員会」という。）を経由して行う者（以下「経由申請者」という。）で、経由地公安委員会の行う講習を受講しようとするものについては、経由地公安委員会が定めた場所とする。

(受講期間及び受講日)

**第16条** 講習の受講期間は、次のとおりとする。

- (1) 更新申請者の受講期間は、更新申請書の提出日（経由申請者にあつては、経由申請を行った日）から更新免許証交付日までの間とする。
  - (2) 特定失効者の受講期間は、免許申請書の提出日前1年以内の間に受けたものであること。ただし、特定失効者が免許申請書を提出した日に更新時講習を受けることは差し支えない。
- 2 受講日を指定する場合は、実情により更新申請書の提出日又は更新免許証の交付日のいずれかを受講日とすることができる。この場合において、受講者の利便性を考慮し、指定日以外であっても、できる限り受講期間内の随時の日に受講できるようにするとともに、特別学級の編成に配慮するものとする。

(受講申請)

**第17条** 更新時講習受講申請書（県細則様式第25号の2）は、運転免許申請書（府令様式第12号）又は運転免許証更新書（府令様式第18号）と同一の用紙又は複写式を用いるなど、できる限り申請者の負担軽減に努めるものとする。

(講習の終了証明)

**第18条** 講習の終了証明は、原則として、受講者に対する免許証の交付をもって代えるものとする。ただし、経由申請者に対する講習の終了証明にあつては、県細則第29条第8号に規定する更新時講習終了証明書を交付するものとする。

- 2 前項本文の場合において、特定失効者であつて免許証を当日に交付できないときは、終了証明書を発行するものとする。

(講習施設)

**第19条** 講習は、運転免許センター、安全運転学校その他の警察施設又は講習に適した環境の施設を使用して行うものとする。

第20条中「警察本部長が」の次に「別に」を加え、同条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(講習用教材)

**第20条** 講習用教材は、府令第38条第11項第1号の表の第三欄に規定する教本、視聴覚教材等必要な教材として、最近の道路交通法令の内容を明示し、自動車等の安全な運転に必要な実践的な知識等を内容とする更新時講習にふさわしい教本、県内の交通実態等を内容とする資料及び危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材を必要数整備するものとする。

- 2 一般運転者講習、違反運転者講習及び初回更新者講習においては、府令第38条第11項第1号の表の第三欄に規定する自動車等の運転について必要な適性に関する調査で筆記による検査によるものに基づく指導に用いる検査用紙を必要数整備するものとする。

別表第1中「及び時間割等」を「、時間割等」に改める。

別表第2中「及び時間割等」を「、時間割等」に、「OHP、ビデオ、アナライザー等」を「DVD等の視聴覚教材」に改める。

別表第4中「及び時間割等」を「、時間割等」に、「運転経歴」を「運転経験」に、「事故類型」を「交通事故類型」に、「事故事例と併せて」を「事例と併せて」に、「ビデオや映画」を「DVD等の視聴覚教材」に、「OHP、ビデオ、アナライザー等」を「DVD等の視聴覚教材」に、「CRT」を「CRT等」

に改め、同表を別表第5とする。

別表第3中「及び時間割等」を「、時間割等」に、「違反運転者講習」を「違反運転者講習（違反運転者講習と初回更新者講習の合同講習）」に、「受講対象者に応じたビデオや映画を活用し」を「受講対象に応じ、DVD等の視聴覚教材を活用して」に、「OHP、ビデオ、アナライザー等」を「DVD等の視聴覚教材」に、「CRT」を「CRT等」に改め、同表を別表第4とする。

別表第2の次に次の1表を加える。

**別表第3（第12条関係）**

更新時講習の講習科目、時間割等に関する細目基準

（優良運転者講習と一般運転者講習の合同講習）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交 通の現状 と交通事 故の実態	(1) 県内における車社会 の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視 聴覚教材 等	○ 県内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 県内における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者 の心構え と義務	(1) 安全運転の心構え  (2) シートベルト、ヘルメットの着用  (3) 交通事故を起こした加害者の責任  (4) 交通事故を起こした運転者の義務  (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運 転の知識 ①	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	10分
	前半講習のまとめ		○ 前半の講義終了とし、終了する優良運転者に対しては、次回も優良運転者で更新できるよう安全運転者としての誇りを持つことと、優良運転者であってもわずかな心の油断が事故に結びつくことを簡単に説明して終了する。	
4 安全運 転の知識 ②	(2) 危険予測と回避方法等	講義 教本、視 聴覚教材 等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回	10分

			避方法等について理解させる。	
5 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導  (2) まとめ	講義 運転適性 検査用紙 等	○ 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	20分
講習時間合計				60分

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第 4 号

停止処分者講習の実施等に関する規則を次のように定める。

平成26年 3月28日

沖縄県公安委員会

停止処分者講習の実施等に関する規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）及び沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号。以下「県細則」という。）の規定に基づき法第108条の2第1項第3号に掲げる免許の保留、免許の効力の停止及び自動車等の運転の禁止（以下「免許の保留等」という。）の処分を受けた者に対する講習（以下「停止処分者講習」という。）の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(講習の指定)

**第 2 条** 沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、県細則第28条第3号の規定による停止処分者講習受講申請書を受理したときは、当該申請に係る免許の保留等の処分を執行した日から起算して最も近い日に、講習の日時及び場所を指定するものとする。

(講習指導員の要件)

**第 3 条** 講習における指導に従事する講習指導員（以下「講習指導員」という。）は、次に掲げる事項に該当する者で、かつ、講習実施者として適格性を有するものをもって充て、受講者数に応じて必要な数を確保するものとする。

- (1) 25歳以上の者であること。
- (2) 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者
  - イ 法第117条の2の2第11号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
  - ウ 自動車等の運転に関し、刑法（明治40年法律第45号）第208条の2若しくは第211条第2項の罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
- (4) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 運転適性に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

- (7) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性に関する業務に従事した経験の期間がお

おむね1年以上ある者

(4) 公安委員会が運転適性に関する業務に関し、(7)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

イ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。

(7) 普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(4) 普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(7) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(7)又は(4)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

(5) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

イ 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修）を修了した者

（講習の内容）

**第4条** 講習は、停止処分者講習の講習科目、時間割等に関する細目基準（別表）に基づき、県内の交通実態に即して重点を選定するなど実質的效果の上がるような内容とするものとする。

（講習の委託）

**第5条** 講習を委託する場合は、府令第38条の3に定める基準に適合する者を選定するものとする。この場合において、適正な委託契約による講習の委託を行い、十分な講習の水準が維持され、講習が適正に行われるよう常時指導に当たるものとする。

（報告）

**第6条** 前条の規定により公安委員会から停止処分者講習の委託を受けた者は、当日分の停止処分者講習の結果を翌日までに公安委員会に報告しなければならない。

（講習の実施区分）

**第7条** 講習は、免許の保留等の期間（以下「処分期間」という。）が40日未満の者に係る講習（以下「短期講習」という。）、処分期間が40日以上90日未満の者に係る講習（以下「中期講習」という。）及び処分期間が90日以上の人に係る講習（以下「長期講習」という。）に区分し、原則としてそれぞれの区分別に行うものとする。

（講習時間及び実施期間並びに実施場所）

**第8条** 講習時間及び実施期間は、次の表のとおりとする。ただし、特に追加講習の必要がある者については、1時間程度追加講習を行うことができるものとし、その時間分の手数料は徴収しない。

実施区分	講習時間	実施期間
短期講習	6時間	1日間
中期講習	10時間	2日間
長期講習	12時間	2日間

2 実施場所は、県細則第30条第1項又は第2項のとおりとする。

（学級の編成）

**第9条** 学級編成は、短期講習、中期講習及び長期講習のいずれも、原則として1学級9人とし、運転適性指導は、1グループ3人以内とする。

2 各講習とも1学級につき講習指導員1人を配置し、運転適性指導は、1グループにつき講習指導員1人を配置する。この場合において、講習指導員が2人以上となるときは、中心となる講習指導員を指定し、この者の指示により、効果的な講習を行うものとする。

- 3 二輪車（自動二輪車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合は、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用する等の措置を講ずることにより、受講者の安全を確保するものとする。
- 4 受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、原則として二輪学級及び飲酒学級を設けるとともに、必要に応じ、速度学級その他の特別学級を設け、それぞれの学級に適した内容の講習を実施するものとする。
- 5 前項の規定による特別学級の対象者は、原則として次に掲げる基準により区分するものとする。
- (1) 二輪学級の受講者は、主として二輪車を運転している受講者及び主として四輪車を運転しているが、当該処分の事由に照らして二輪車の運転について指導する必要があると認められるものであること。
  - (2) 飲酒学級の受講者は、当該処分の事由に照らして飲酒運転の危険性について指導する必要があると認められるものであること。
  - (3) 速度学級の受講者は、当該処分の事由に照らして速度の危険性について指導する必要があると認められるものであること。
  - (4) その他の特別学級 当該特別学級設置の趣旨に該当する受講者  
(運転適性指導)

**第10条** 自動車等の運転について必要な適性に関する調査は、筆記による検査、運転適性検査器材を用いた検査、自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査によるものとする。

- 2 講習の実施区分における筆記による検査の種別は、次の表のとおりとし、受講者全員について実施し、診断票により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導するものとする。

実施区分	筆記による検査の種類
短期講習	「科警研編運転適性検査82-3」又はこれと同等以上のもの
中期講習	「科警研編運転適性検査73-2」又はこれと同等以上のもの
長期講習	「科警研編運転適性検査73-2」又はこれと同等以上のもの

- 3 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「器材使用による指導」という。）は、短期講習では必要と認める者について、中期講習及び長期講習では受講者全員について実施し、診断票により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導するものとする。
- 4 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコースにおける自動車等の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車による指導」という。）は、次のとおりとする。
- (1) 実車による指導は、コースで実施するものとする。この場合におけるコースの設定については、四輪車により指導するときは四輪車のコース設定の基準と診断の着眼点（特定講習の実施等に関する規則（平成19年沖縄県公安委員会規則第11号）別表第5）、二輪車により指導するときは二輪車技能診断課題設定の基準（特定講習の実施等に関する規則別表第6）に準じることとし、長期講習及び中期講習においてはおおむね同様の基準とし、短期講習においては簡素化した基準とするものとする。
  - (2) 使用車両は、受講者が保有する免許の種類に対応する自動車又は原動機付自転車を使用する。ただし、対応する自動車がない場合は、次に掲げる措置を採ることができる。
    - ア 大型免許を保有する者は、中型自動車又は普通自動車を使用すること。
    - イ 中型免許を保有する者は、普通自動車を使用すること。
    - ウ 大型自動二輪免許を保有する者は、普通自動二輪車を使用すること。
  - (3) 前号の場合において、身体障害者が自己が保有する改造車両の持込みを希望した場合は、これを認めることとするが、手数料上の特例は設けられていないことをあらかじめ了知させるものとする。
  - (4) 実車による指導においては、検査結果に基づき運転行動診断票を作成し、これにより指導を行う。この場合において、運転行動診断票は、特定講習の実施等に関する規則別表第7の運転技能診断票に準ずるものとする。こととし、長期講習及び中期講習においてはおおむね同様のものを、短期講習においては



簡略化したものを使用するものとする。

5 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転シミュレーターの操作により行う検査によるものに基づく指導（以下「運転シミュレーター操作による指導」という。）は、次のとおりとする。

(1) 実車による指導に加えて、実車による指導では指導が困難な交通事故その他危険場面について疑似体験させて、運転の危険性を調査して診断するため、短期講習では必要と認める者に、中期講習及び長期講習では受講者の全員に、運転シミュレーター操作による指導を行う。

(2) 使用する運転シミュレーターは、保有する免許に応じ、四輪車用、自動二輪車用又は原動機付自転車用とする。ただし、原付免許保有者には、原動機付自転車用の運転シミュレーターを整備するまでの間、自動二輪車用で代替することができるものとする。

（考査の実施）

**第11条** 講習内容の修得状況及び講習効果を確認するため、講習全般の内容から、正誤式問題40問を出題し、筆記方式により20分で解答させる方法で行う。

2 考査の成績が50パーセント以上の者については、受講態度を加味して改善効果を評価し、運転免許の効力の停止等の処分に関する取扱規程（平成10年沖縄県公安委員会規程第2号）に定めるところに従い処分期間の短縮を行うものとする。

3 考査の成績が50パーセント未満の者から再考査の申出があった場合は、講習を終了した日の翌日以降の日を指定して再考査を受けさせるものとする。

4 改善効果の評価に加味する受講態度の判断に当たっては、次のような具体的な行為又は態度が認められ、講習実施中に当該本人に対して当該事実について指摘したような場合には、不良と判断する。

(1) 他の受講者に迷惑となる行為

(2) 故意に講習の進行を妨げる行為

(3) 極端に受講意欲が乏しいと認められる行為

（効果の測定）

**第12条** 講習の効果を測定するため、受講者の受講後の交通違反及び交通事故の発生状況を追跡調査し、資料化及びその活用に努めるものとする。

（事故防止）

**第13条** 講習中における各種事故を防止するため、講習指導員に特段の配意をさせるとともに、特に二輪車の実車による運転適性診断に際しては、受講者にヘルメット、手袋等を確実に着用させなければならない。

2 講習中の事故に関し、対人等の保険に加入するものとする。

（講習施設）

**第14条** 所要の受講者を収容できる必要な教材を整えた教室等を整備し、講習の実施に必要な施設を確保するものとする。

（講習用教材）

**第15条** 府令第38条第3項第3号に定める教材について、次のとおり整備するものとする。

(1) 教本、視聴覚教材等は、停止処分者講習にふさわしい教本及び県内の交通実態に関する内容の資料並びに危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等を必要数整備するものとする。

(2) 筆記による検査のために所要の運転適性検査用紙を必要数整備するものとする。

(3) 実車による指導が各区分の停止処分者講習において実施できるよう、所要の自動車及び原動機付自転車を必要数整備するものとする。

(4) 大型自動車及び中型自動車については、補助ブレーキ等の装置を装備したもの、普通自動車については、マニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとする。

(5) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車については、マニュアル式及びオートマチック式のもの、原動機付自転車については原則としてスクータータイプのものとする。

(6) 自動車等の構造見本

(7) 運転シミュレーターは、型式認定を受けたもの等の適正なものを整備し、運転シミュレーター操作による指導が各区分の停止処分者講習において実施できるよう、四輪車用、自動二輪車用及び原動機付自転車用の運転シミュレーターを必要数整備するものとする。この場合において、悪天候により、実車による指導が困難なときの代替の措置が取れるようその整備に努めるものとする。

(8) 器材使用による指導が実施できるよう、動体視力検査器、夜間視力検査器及び運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材を備え付けるものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、停止処分者講習の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

別表 (第4条関係)

停止処分者講習の講習科目、時間割等に関する細目基準

(その1・四輪運転者用)

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間		
				短期	中期	長期
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程 の説明 受講者の心得の説明			30分 30分	60分 60分	60分 60分
1 道路交 通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、自 動車等の構 造見本、視 聴覚教材等	○ 県内の実情に応じて交通障害 (事故、渋滞、公害、生活環境 の侵害)の発生状況等を重点的 に説明し、その関連において交 通規制(都市総合交通規制)の 概要を説明する。			
2 交通事 故の実態	(1) 運転者に起因す る事故の実態及び その原因分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始する ことなく、多角的な分析に基づ いて、受講者にとって身近な事 実に関する数字の使用等によっ て実感として感得させる。 ○ 交通事故の被害者の惨状及び 加害者の窮状を実例で示す。			
3 運転者 の社会的 立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の責任 ア 運転者の社会 的責任 イ 交通事故(違 反)を起こした 運転者の責任		○ 教本、視聴覚教材を用い、運 転者の責任感及び交道德の向 上に努めること。 ○ 中・長期では、次の事項につ いて詳しく触れ、運転者の社会 的な立場を理解させる。 ・ 運転者に対する社会の要望 について具体的事例、新聞の 社説、投書意見等を活用して 理解させる。 ・ 刑事上の責任、民事上の責 任及び行政上の責任につい て、交通裁判例、点数制度の 仕組み等を事例として具体的 に説明することによって認識 させる。			
4 安全運 転の心構 え	(1) 安全運転の基本 的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイ ント		○ 自己中心的な運転マナーを矯 正し、ルールを正しく実践でき る心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の 実践方法を具体的事例を用いて 説明する。 ○ 県内における交通事故の典型 的(多発)パターンの中から、そ の原因となった危険行為5種か			

			ら7種までを抽出し、事故防止のポイントを十分に認識させる。			
5 安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断能力 ア 視覚の特性 イ 過労等の影響		○ ビデオ等の視聴覚教材及びティーチングマシン等の教育資器材を活用する。 ○ 飲酒学級及び速度学級を設置しない場合は、講習科目9に掲げる関連細目を取り入れることとする。	90分 20分	150分 30分	150分 30分
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 走行の基本 ア 座席ベルトの着用 イ 運転操作 ウ 進路変更 (2) 歩行者の保護 (3) 自転車に乗る人の保護 (4) 車間距離 (5) 追越し (6) 交差点の進行 (7) 駐車と停車 (8) 危険な場所などでの通行 ア 夜間、トンネル イ カーブ ウ 悪天候等 (9) 高速道路の通行 ア 高速走行の危険性 イ 高速道路への出入り ウ 高速走行の方法 (10) 二輪車に対する注意 ア 二輪車の特性 イ 二輪車事故の特徴 (11) 事故と故障時の措置		○ 座席ベルトの着用については、高速道路に限らず、一般道路においても習慣づけられるようにその効果等を具体的事例に基づいて説明する。 ○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ ビデオ等の視聴覚教材及びティーチングマシン等の教育資器材を活用する。  ○ 細目(10)「二輪車に対する注意」では、四輪車対二輪車の事故の具体的事例を用いて、四輪車の側で注意すべき事項を理解させる。			
7 構造取扱いの知識	(1) 安全運転に必要な構造取扱い及び日常点検要領 (2) 事故原因となる故障の発見と整備方法		○ 日常点検の必要性と点検項目、点検要領を説明して体得させる。 ○ カットエンジン、カットシャシー等の器材を実際に作動し理解させる。			
8 事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させたり、ティーチングマシンの活用等により、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。		60分 60分	120分 120分
9 講習対象者別に必要な安全運転の知識	(飲酒学級の場合) 飲酒運転の危険性の自覚 (1) AUDITと飲酒・運転の目標の設定 (2) アルコールの身	講義 教本、視聴覚教材等	○ 科学的な根拠に基づくAUDITと飲酒運転の目標の設定を実施して自己の飲酒量を自覚させるとともに、運転シミュレーターを活用した飲酒運転の疑似体験や飲酒ゴーグルを活用した	90分	120分	120分

	<p>体に及ぼす影響 (3) アルコールの影響と運転 (速度学級の場合) 速度の危険性の自覚 (1) 反応時間と走行距離 (2) 速度と視覚 (3) 速度とブレーキ (4) 速度とハンドル</p>		<p>飲酒状態の疑似体験等を実施して、飲酒運転の危険性を理解させる。</p> <p>○ 速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の危険性を理解させる。</p>			
10 運転適性についての診断と指導①	<p>(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導</p>	<p>個別的指導 教本、運転適性検査器材等</p>	<p>○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。 中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。</p>	180分 160分	120分 120分	120分 120分
11 運転適性についての診断と指導②	<p>(1) 実車による診断と指導 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導</p>	<p>実技 教本、自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等</p>	<p>○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。 中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。</p>		120分 120分	150分 150分
12 面接指導		<p>個別的指導（適宜、ディスカッション方式をとる。）</p>	<p>○ 本人の違反経歴並びに運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。</p>	30分 30分	60分 60分	90分 90分
	<p>考査</p>		<p>○ 学級別に講習効果を測定するのに適した正誤式問題40問で実施し、終了後に正解を説明する。</p>	30分 30分	30分 30分	30分 30分
講習時間合計				360分 360分	600分 600分	720分 720分

- 備考1 講習時間の欄に掲げる数字のうち、内の数字は、飲酒学級又は速度学級の講習時間を示す。  
 2 休憩時間は、講習時間以外に适当時間設けること。  
 3 原則として、AUDITと飲酒・運転の目標の設定は、長期講習において実施すること。  
 (その2・二輪運転者用)

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間		
				短期	中期	長期
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程 の説明 受講者の心得の説明			120分	210分	210分
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、自動二輪車、 原動機付自転車、視聴 覚教材等	○ 県内の実情に応じて交通障害(事故、騒音、暴走行為、生活環境の侵害)の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制(都市総合交通規制)の概要を説明する。			
2 交通事故の実態	(1) 二輪車事故の実態 (2) 二輪車事故の特徴 (3) 重大事故の実例 (4) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。			
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義  (2) 運転者の社会的責任 (3) 交通事故(違反)を起こした運転者の責任		○ 運転免許制度の意義を説明し、運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。 ○ 刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。			
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方  (2) 安全運転の実践  (3) 事故防止のポイント		○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○ 県内における二輪車事故の典型的(多発)パターンの中から、その原因となった危険行為5種から7種までを抽出し、事故防止のポイントを十分に認識させる。			
5 安全運転の基礎知識	(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車用ヘルメットの着用  (4) 二輪車と物理の法則		○ 乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し、正しい着用の習慣づけを図る。 ○ ビデオ等の視聴覚教材及びティーチングマシン等の教育			

	(5) 人間の感覚と判断能力 (6) 飲酒運転の危険性		資器材を活用する。			
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジション イ 防衛運転 (2) 歩行者の保護 (3) 速度と車間距離 (4) 追越し (5) 交差点通行 (6) 夜間走行 (7) 気象条件に合わせた運転 (8) 高速道路の通行 (9) 改造車の運転禁止		○ 二輪車事故の特徴との関連で特に防衛運転に徹する必要を強調する。 ○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ ビデオ等の視聴覚教材及びティーチングマシーン等の教育資器材を活用する。			
7 構造取扱いの知識	(1) 安全運転に必要な構造取扱い (2) 日常点検要領		○ 日常点検の必要性と点検項目、点検要領を説明して体得させる。 ○ 自動二輪車又は原動機付自転車を使用して実施する。			
8 事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させたり、ティーチングマシンの活用等により、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。	60分	120分	
9 運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。 ○ 中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。	180分	120分	120分
10 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 ア 日常点検 イ 乗車姿勢  ウ 基本走行 (7) 発進要領 (4) 低速走行及び通常走行 (7) 停止要領 エ 応用走行 (7) 制動訓練 (4) コーナリング訓練 (7) スラローム走行等の訓練 オ 終業点検	実技 教本、自動二輪車、原動機付自転車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○ 実習に当たっては、乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか、できる限り手袋、衣服及び履物についても乗車に適した準備をさせる。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が追尾するなどして運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 時速30キロメートル程度で走行させ、正しい基本走行を習得させる。 ○ 診断するに当たって、個々の受講者の体格、体力、運転技能、運転経験等からみて本人に適した車種の選び方についても指導する。	120分	150分	

	(2) 運転シミュレーター操作による診断と指導		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について擬似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。</li> <li>○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。</li> <li>○ 中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。</li> </ul>			
11	面接指導	個別的指導(適宜ディスカッション方式をとる。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人の違反経歴並びに運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。</li> <li>○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。</li> </ul>	30分	60分	90分
	考査		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 講習効果を測定するのに適した正誤式問題40問で実施し、終了後に正解を説明する。</li> </ul>	30分	30分	30分
講習時間合計				360分	600分	720分

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

### 海区漁業調整委員会事項

**沖縄海区漁業調整委員会指示26第1号**

沖縄海区における浮魚礁(中層型浮魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。)の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成26年3月28日

沖縄海区漁業調整委員会  
会長 山 川 義 昭

**第1 自主調整協議会の設置**

1 沖縄海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、浮魚礁を敷設する海域の相互調整を図るため、次の表のとおり、関係地区ごとに浮魚礁自主調整協議会(以下「協議会」という。)を置く。

関係地区	協議会の名称
沖縄本島北西地区	第1ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島南西地区	第2ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島東地区	第3ブロック浮魚礁自主調整協議会
先島地区	第4ブロック浮魚礁自主調整協議会
大東諸島地区	第5ブロック浮魚礁自主調整協議会

- 2 各協議会の構成は、委員会が作成する浮魚礁自主調整協議会名簿（以下「名簿」という。）のとおりとする。

## 第2 協議会への加入

- 1 協議会は、沖縄県内の市町村又は次に掲げる要件（以下「加入資格」という。）の全てを満たしている者でなければ加入することができない。
  - (1) 法人格をもつ者であること。
  - (2) 20以上の事業者又は個人により組織され、その構成員が明確であり、特定できる者であること。
  - (3) その構成員の出資金額や口数等にかかわらず、法令や定款等の明文化された規定により民主的運営が確保されている者であること。
  - (4) 事業を行うために必要な経済的基礎を欠く等の理由により、その事業の目的を達成することが著しく困難な者ではないこと。
  - (5) 法令等を遵守する精神を著しく欠き、又は協議会の民主的な運営を妨げ、若しくはそのおそれがある者でないこと。
- 2 協議会に加入しようとする者は、加入資格確認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会から加入資格を満たしている旨の確認（以下「資格確認」という。）を受けなければならない。ただし、沖縄県内の市町村が協議会に加入しようとする場合においては、次に掲げる書類を添付することを要しない。
  - (1) 法人格を持つ者であることを証する書類
  - (2) その構成員を明らかにする名簿
  - (3) 組織の民主的運営が確保されていることを明らかにする書類
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が加入資格を確認するために必要と認める書類
- 3 委員会は、前項の確認をするときは、協議会等の意見を聞くことがある。
- 4 委員会は、資格確認をした場合は、速やかに、その旨を当該申請者に通知するとともに、当該申請者を名簿に登録するものとする。
- 5 委員会は、協議会に加入した者が、1の項各号に掲げる加入資格のいずれかを欠くことになったときは、資格確認を取り消すとともに、名簿から削除するものとする。

## 第3 共同申請

- 1 この指示の第4から第13に規定する事項について二者以上共同して申請しようとするときは、そのうち一者を選定して代表者とし、代表者選定届（第2号様式）を委員会に提出しなければならない。
- 2 代表者は、委員会に対し、共同者を代表する。

## 第4 敷設の承認等

- 1 浮魚礁は、名簿に登録された者が、浮魚礁敷設承認申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会の承認を受けた場合でなければ敷設することができない。ただし、共同漁業権を設定している区域において浮魚礁を敷設する場合であって、共同漁業権区域内浮魚礁敷設届（第4号様式）及び当該漁業権者全員との協議が調ったことを証する書類並びに第2号及び第3号に掲げる書類を委員会に提出した場合は、この限りでない。
  - (1) 浮魚礁を敷設しようとする位置に係る関係地区の協議会に加入している全ての者（沖縄県を除く。）と協議が調ったことを証する協議書（第5号様式）
  - (2) 浮魚礁を敷設しようとする位置を世界測地系による緯度及び経度によって記載した図面
  - (3) 敷設しようとする浮魚礁の浮体、浮体付属品、係留索、アンカー等の構造を示す書類
- 2 前項第1号に規定する協議書の有効期限は、協議が調った日から平成27年3月31日までとする。
- 3 委員会は、1の項の承認（以下「敷設承認」という。）をしたときは、浮魚礁敷設承認証（第3号様式。以下「承認証」という。）を交付するものとする。
- 4 委員会は、敷設承認を受けた者が敷設承認の日から平成27年3月31日までに浮魚礁を敷設していないときは、敷設承認を取り消すものとする。
- 5 前項の規定による処分を受けた場合、又は敷設承認を受けた後に浮魚礁を敷設する予定がなくなった場合は、浮魚礁敷設承認証返納届（第6号様式。以下「返納届」という。）に当該浮魚礁に係る承認証を添付して委員会に提出する。

## 第5 承認の制限、条件等



- 1 敷設承認は、県が敷設するものを除き、200基を限度として行う。
- 2 委員会は、浮魚礁の敷設が船舶の航行安全又は漁業調整等に支障をきたすおそれがあると認めるときは、敷設承認をせず、又は敷設承認をするにあたっては制限若しくは条件を付すことができる。

#### 第6 浮魚礁の敷設

- 1 浮魚礁を敷設する者は、あらかじめ海上作業届（第7号様式）を当該浮魚礁を敷設しようとする海域を管轄する海上保安本部、海上保安部又は海上保安署へ提出しなければならない。
- 2 浮魚礁を敷設した者（以下「敷設者」という。）は、敷設後速やかに浮魚礁敷設完了届（第8号様式）を委員会に提出しなければならない。

#### 第7 浮魚礁の管理

浮魚礁を敷設する者は、浮魚礁を容易に識別できるようにするため、浮魚礁の本体に敷設者の名称及び承認証に記載されている浮魚礁の名称を明記するとともに、船舶航行の安全のため、浮魚礁（中層型浮魚礁を除く。）に、電灯その他の照明（平成24年度以降に敷設する浮魚礁については、レーダー反射器を含む。）を取り付け、浮魚礁を敷設した後はこれを適切に管理しなければならない。

#### 第8 浮魚礁の流失

- 1 敷設者は、浮魚礁が流失したときは、速やかに浮魚礁流失届（第9号様式）を委員会及び当該浮魚礁を敷設した海域を管轄する海上保安本部、海上保安部又は海上保安署に提出しなければならない。
- 2 委員会は、敷設承認を受けた者が流失判明の日から平成27年3月31日までに浮魚礁を敷設しないときは、敷設承認を取り消すものとする。
- 3 前項の規定による処分を受けた場合は、返納届に当該浮魚礁に係る承認証を添付して委員会に提出しなければならない。

#### 第9 敷設の再承認

- 1 平成25年沖縄海区漁業調整委員会指示25第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁の敷設者は、平成26年6月30日までに浮魚礁敷設承認申請書を委員会に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、第7を遵守していると確認できる写真及び浮魚礁の浮体位置を確認できる写真を添付しなければならない。
- 3 前項の浮魚礁の浮体位置の確認において、浮魚礁の流失が判明した場合は、浮魚礁敷設承認申請書を委員会に提出し、平成27年3月31日までに敷設することができる。ただし、平成26年6月に開催される委員会までに承認を受けた場合に限る。

#### 第10 敷設承認期間の延長

平成25年沖縄海区漁業調整委員会指示25第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁の敷設承認期間を平成26年7月1日以降初めて開催される委員会の開催日まで延長する。

#### 第11 敷設の特例

- 1 浮魚礁を敷設する者は、平成25年11月から平成26年3月開催の委員会において敷設承認を受けたもののうち、平成26年3月31日までに敷設を完了することができなかったものについては、平成26年6月30日まで敷設することができる。
- 2 敷設者は、平成25年11月1日から平成26年3月31日までに流失した浮魚礁と同じ構造のものを、平成26年6月30日まで同一の協議位置（敷設しようとする位置に係る関係地区の協議会に加入している全ての者（沖縄県を除く。）と協議が調った位置であり、かつ、浮魚礁のアンカーを投下しようとする位置をいう。）に敷設することができる。
- 3 第6は、前2項による浮魚礁の敷設について準用する。

#### 第12 敷設に係る違反

- 1 委員会は、敷設承認を受けた者がこの指示に違反したときは、敷設承認を取り消すものとする。
- 2 前項の規定による処分を受けた場合は、返納届に当該浮魚礁に係る承認証を添付して委員会に提出しなければならない。
- 3 委員会は、第4の1の項、第9の1の項及び2の項並びに第11に違反して敷設されている浮魚礁については、これを利用する者に対しその利用制限を命じ、又は敷設者に対し当該浮魚礁の速やかな撤去を命じることができる。

#### 第13 浮魚礁の利用

- 1 浮魚礁を利用する者（以下「利用者」という。）は、敷設者との間で、利用に関する協定を締結し、

又は協議を調えなければその操業をしてはならない。

2 敷設者は、利用者との間で、敷設の目的を達成することが困難となる利用に関する協定を締結し、又は協議を調えてはならない。

3 利用者は、その操業の際にいたずらに他の者の海面利用を妨げてはならない。

4 1の項に定める利用に関し、協定を締結し、又は協議を調えた際に、敷設者がこれを示す旗等を利用者に交付したときは、利用者は操業の際に当該旗等を掲示しなければならない。この場合において、敷設者は、承認旗等設定届（第10号様式）を委員会に提出しなければならない。

#### 第14 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

#### 第1号様式（第2関係）

加入資格確認申請書		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		印
下記のとおり第 ブロック自主調整協議会へ加入したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示26第1号に基づき加入資格の確認を申請します。		
記		
1	法人の種類及び根拠法令：	
2	構成人員の事業種類：	
3	添付書類：	

#### 第2号様式（第3関係）

代表者選定届		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称		
浮魚礁の敷設については、共同で行うこととしたので届け出ます。今後申請を行う際の名称及び代表者は、下記のとおりです。		
記		
共同申請名称：		
代 表 者：	所在地	
	名称	
	(代表者氏名)	

#### 第3号様式（第4関係）

浮魚礁敷設承認申請書		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		印
下記のとおり浮魚礁を敷設したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示26第1号に基づき申請します。		
記		

1 承認を受けようとする浮魚礁の名称：  
 2 承認を受けようとする浮魚礁の協議位置：  
 3 浮 魚 礁 の 種 類：

浮魚礁敷設承認証

敷設承認申請のあった上記の浮魚礁は、次のとおり承認する。

1 承認番号：沖調U26第 号  
 2 承認期間： 年 月 日から 年 月 日まで  
 3 制限又は条件：  
 (1) 委員会指示の内容を遵守しなければならない。  
 (2) 漁業調整のため必要があると認めるときは、承認の内容を変更し、又は新たに制限若しくは条件を付すことがある。  
 (3) 承認証の内容及び承認の制限又は条件に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

平成 年 月 日  
 沖縄海区漁業調整委員会  
 会長 印

第4号様式（第4関係）

共同漁業権区域内浮魚礁敷設届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地  
 名称  
 (代表者氏名) 印

下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。

記

1 浮魚礁の名称：  
 2 敷設した位置：北緯 東経  
 3 共同漁業権の番号：共同第 号  
 4 浮魚礁の種類：  
 5 敷設した日： 年 月 日

注1 「敷設した位置」とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。

2 位置図及び構造図を添付すること。

第5号様式（第4関係）

浮魚礁敷設に関する協議書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

第 ブロック浮魚礁自主調整協議会  
 所在地  
 名称  
 (代表者氏名) 印

が、下記の位置に浮魚礁を敷設することについては、第 ブロック浮魚礁自主調整協議会において協議が調ったことに相違がないことを認めます。

記

浮魚礁の名称	敷設位置（世界測地系）	種類	協議理由
	北緯 東経		

第6号様式 (第4関係)

浮魚礁敷設承認証返納届		年 月 日
沖繩海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		印
下記のとおり浮魚礁の敷設承認証を返納します。		
記		
浮魚礁の名称	返納の理由	

第7号様式 (第6関係)

海上作業届		年 月 日
殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		印
次のとおり海上作業を行いますので、届け出ます。		
1 浮魚礁の名称:		
2 作業の種類:		
3 作業の期間:	年 月 日から 年 月 日まで	
4 作業場所:		
5 安全対策:		

第8号様式 (第6関係)

浮魚礁敷設完了届		年 月 日
沖繩海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		印
下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。		
記		
1 浮魚礁の名称	:	
2 敷設した日	:	年 月 日
3 敷設した位置	:	北緯 東経
4 GPSの測地系の種類:		
5 敷設した位置の水深	:	m
6 敷設したロープの長さ:	:	m

注1 「敷設した位置」とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。

2 以下の写真を添付すること。

- (1) 敷設前に撮影した敷設者名、承認番号、ロープ、アンカー及び礁体部分の写真
- (2) 敷設後に撮影したGPS画面及び表層型は浮体部、中層型は魚探又はソナーの写真

第9号様式（第8関係）

浮魚礁流失届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地  
名称  
(代表者氏名) 印

下記のとおり浮魚礁が流失したので、届け出ます。

記

1 浮魚礁の名称 :  
 2 流失を確認した日 : 年 月 日  
 3 敷設した位置 : 北緯 東経  
 4 回収の有無 :  
 5 流失の原因と今後の対応 :

注1 「敷設した位置」とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。  
 2 浮魚礁の構造を示す書類又は写真を添付すること。

第10号様式（第13関係）

承認旗等設定届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地  
名称  
(代表者氏名) 印

浮魚礁の利用を示す承認旗等を設定したので、届け出ます。

注 承認旗等の様式を添付すること。

沖縄海区漁業調整委員会指示26第2号

沖縄海区におけるマチ類資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成26年3月28日

沖縄海区漁業調整委員会  
 会長 山 川 義 昭

(定義)

1 この指示において「ひき縄づり」とは、釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う釣漁法をいう。

(保護区の設定)

2 次の表の保護区の欄に掲げる保護区域内をそれぞれ同表の区域の欄に掲げる区域のとおり設定し、当該保護区においては、それぞれ同表の保護期間の欄に掲げる期間中は、ひき縄づり以外の漁法により水産動植物を採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

保護区	区域	保護期間
イチャビラー	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯26度37.0分、東経128度18.0分	平成26年7月1日から同年9月30日まで

	地点B 北緯26度35.5分、東経128度20.0分 地点C 北緯26度32.5分、東経128度17.0分 地点D 北緯26度34.0分、東経128度15.0分	
北タイキウソネ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯25度55.0分、東経126度35.0分 地点B 北緯25度55.0分、東経126度49.0分 地点C 北緯25度47.0分、東経126度49.0分 地点D 北緯25度47.0分、東経126度35.0分	平成26年5月1日から同年11月30日まで
水納北	地点A、地点B、地点C、地点D、地点E及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度57.5分、東経124度42.0分 地点B 北緯24度57.5分、東経124度50.0分 地点C 北緯24度50.0分、東経124度50.0分 地点D 北緯24度50.0分、東経124度46.0分 地点E 北緯24度52.5分、東経124度42.0分	平成26年4月1日から同年6月30日まで及び平成27年1月1日から同年3月31日まで
第2多良間堆	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度40.0分、東経124度57.5分 地点B 北緯24度40.0分、東経125度02.5分 地点C 北緯24度32.0分、東経125度02.5分 地点D 北緯24度32.0分、東経124度57.5分	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
沖ノ中ノソネ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度09.0分、東経123度04.0分 地点B 北緯24度09.0分、東経123度21.0分 地点C 北緯24度00.0分、東経123度21.0分 地点D 北緯24度00.0分、東経123度04.0分	平成26年4月1日から同年7月31日まで及び平成27年3月1日から同月31日まで

(指示の有効期間)

3 この指示の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号
---	---